奈良県警察本部告示第８６号

平成１４年３月奈良県警察本部告示第２２号（奈良県情報公開条例第三十二条第一項の規定に基づき実施機関が定める法人）の一部を次のように改正し、平成２０年１２月１日から施行する。

平成２０年１１月２８日

奈良県警察本部長　森　田　幸　典

「民法（明治２９年法律第８９号）第３４条の法人である」を削る。